

2025年度

重要事項説明書

社会福祉法人 砂町友愛園

東京都江東区北砂 5 丁目 14-10

TEL 03-3644-7332

重要事項説明

【1】 保育園の概要

名称	シャカイフクシハウジン スナマチユウアイエン 社会福祉法人 砂町友愛園
所在地	〒136-0073 江東区北砂5-14-10
認可年月日	昭和27年9月1日
電話番号	03-3644-7332
施設長氏名	阿部弘子
入所定員	100名 ・0歳児（たんぽぽ組）6名 ・1歳児（すみれ組）11名 ・2歳児（ゆり組）18名 ・3歳児（星組）21名 ・4歳児（愛組）22名 ・5歳児（友組）22名
職員数	・施設長 1名 ・主任保育士 1名 ・副主任保育士 2名 ・保育士 17名 ・栄養士 3名 ・調理師 1名 ・事務員 1名 ・看護師 1名 ・嘱託医 1名 ・嘱託歯科医 1名
取扱う保育事業の種類	延長保育、緊急一時保育、障害児保育
嘱託医	（内科・小児科） 氏名：松元 明子 院長 「北原診療所」 住所：江東区北砂5-16-1 電話番号：03-5632-1991
嘱託歯科医	（歯科） 氏名：進藤一彦 院長 「進藤歯科医院」 住所：江東区北砂5-18-6 電話番号：03-3644-9209

【2】 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

○保育時間・休園日等

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7時15分から19時15分まで
保育標準時間	7時15分から18時15分まで （開所時間中（延長保育時間除く）最大11時間の中で、必要となる保育時間）
保育短時間	9時00分から17時00分まで （開所時間中（延長保育を除く）最大8時間の中で、必要となる保育時間）

重要事項説明

延長保育時間	18時 15 分から19時 15 分まで *別途、要申請（スポットもあり） ＜スポットご利用にあたっての注意事項＞ ・延長保育は事前申請となり、当月申請はできませんので延長保育を申請していない場合はスポットのご利用をお願い致します。但し、当月でスポット料金が多額になっても月途中で切り換えはできませんのでご注意下さい。 ・事務所入口前に延長保育スポット申込書を用意してありますので、当日までに事務所又は当日の延長番保育士へ提出して下さい。 ・料金は 30 分まで 500 円 1 時間 1000 円となります。（補食料金含む）翌日中に事務所でお支払いください。 ・延長保育を申請していない方で 18 時 15 分過ぎてのお迎えの場合は時間に関係なくスポット料金が発生致します。（電車等の遅延で遅くなった場合は遅延証明書をお持ちいただければ大丈夫です） ・閉園時間過ぎてのお迎えになった場合は遅延料金として 15 分 4000 円発生致しますので必ず閉園時間内でのお迎えをお願い致します。
休所日	（１）休日 日曜日・国民の祝日・12月29日から1月3日までの年末年始 （２）その他の休園日 ①大規模地震の警戒宣言発令時より同宣言が解除されるまで。 その他、自然災害で実質的に開園できないとき。 ②重大な伝染病等の発生により、園児に感染・被害が及ぶ恐れがある場合。
	土曜日は原則として保護者の方がお仕事の時に限りお預かりします。 土曜保育ご希望の方は、年度始めに就労証明書（こちらからお渡します）と、シフト制の方は毎月シフト表の提出も必要となります。 スポットの方は土曜保育スポット用紙に事前に記入し提出をお願いします。

【３】 保育料その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額

通常の保育料は、江東区が規則で定める金額を江東区にお支払いいただき、延長保育料は江東区が規則で定める金額を当園にお支払いいただきます。

次のような変更があった場合は保育園までお知らせください。

（１）就労変更にかかわること

- ・勤務先が変わったとき
- ・勤務形態が変わったとき
- ・同一会社で部署の異動があったとき
- ・離職したとき

（２）出産（産前産後休暇・育児休業等）にかかわること

（３）世帯変更（姓が変更になった時等）にかかわること

重要事項説明

(4) 住所変更を行ったとき

※変更があった場合は、保育時間と緊急時の連絡等を確認させていただきます。

【4】 緊急時等における対応方法・非常災害対策

砂町友愛園では「安全計画」を作成し、安全管理に努めています。「安全計画」は玄関前掲示板に掲示しています。

(1) 保育園の安全対策・危機管理

○保育園での安全を守るために

- ・園門は常にオートロックで施錠しています。

園に出入りの際は必ずネームプレートを着用しお迎えの際は、保育士にご提示下さい。

インターホンを鳴らされる方は、画面にネームプレートをご提示下さい。

開錠する4桁の暗証番号は担任よりお知らせします。

(暗証番号は安全管理上、1ヶ月ごとに変更します。)

開錠は必ず緊急連絡票に記入した主な送迎者の方が行うようにお願いします。

お子様には番号を教えず、操作をさせないでください。

- ・登降園の際には事故防止のため、必ずお子様と一緒に出入りをされるようお願いいたします。
- ・園門は最後まで確実に閉まるのをご確認ください。

(2) 非常災害対策

- ・防火・防災管理者(園長)を置き、火災、地震等の災害から園児を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図ることを目的として消防計画の下、月1回の訓練を実施します。
- ・9月には大規模地震を想定した「園児引渡し訓練」(17時～)を実施します。訓練には必ず参加して頂くようご協力お願い致します。
- ・地震発生時は、基本的に園舎内にいます。
- ・津波が想定される場合は、砂町図書館3階に避難します。
- ・災害に備えて園児の防災頭巾を常備し、非常食の備蓄をしています。
- ・園舎の火災発生の場合は、近隣の北砂五丁目団地広場に避難する場合があります。
- ・地震・火災等災害が発生した場合保護者の皆様には『コドモン』のメールにてお知らせいたします。

消防計画作成(変更)・届出	城東消防署 大島出張所 防火・防災管理者 氏名 阿部弘子
避難訓練	消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練を実施。
防災設備	自動火災報知設備・消火器・誘導灯 *各種設備は法定の点検を確実に実施します。
避難場所	第1 避難場所 保育園園庭 第2 避難場所 北砂五丁目団地広場

重要事項説明

(3) 災害時及び警戒宣言発令時

○警戒宣言発令時の保育

保育開始前に発令があった場合・・・臨時休園

保育開始後に発令があった場合・・・保育中止

○園児のお引渡し方法

災害時には児童票に登録された方にお子様をお引渡しします。

○緊急連絡先

社会福祉法人 砂町友愛園 03-3644-7332

【5】 人権尊重

(1) 人権尊重

- ・児童憲章、児童福祉法に基づき、個々を尊重しながら保育を展開していきます。
- ・子どもの身体的苦痛や人格を辱めることがないよう保育を実施いたします。

(2) プライバシー保護

- ・子どもの着替え、排泄などプライバシーを配慮して行います。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・児童虐待防止法に基づき、子どもに虐待の疑いがある場合、保育園は関係機関への通知義務が課せられています。

【6】 その他、保育施設の運営に関する重要事項

(1) 入園児にお渡しする書類、ご提出いただく書類など

入園手続き時及び入園までに下記のものが必要となります。

○「重要事項説明書」・・・・・・・・ご家庭用

○児童票・健康記録（児童票・健康状況・既往歴・予防接種の記録）・・・園に提出

○保育所におけるアレルギー疾患に対する配慮・事前調査表・・・園に提出

○保育所生活管理指導表（園のアレルギー疾患への配慮を希望する方のみ）

主治医が記入したもの・・・園に提出

○個人情報保護に関する「同意書」・・・園に提出

(2) 保育園をお休みする時または登降園の時間が遅れる時

○登園時間は朝 9 時 30 分までとなっておりますが、登降園時間に変更がある場合は事前にご連絡ください。

○園をお休みすることが事前に分かっている時は、早めにお知らせください。

○当日の欠席連絡、または登園が遅れる時は、朝 7 時 15 分～9 時 30 分の間に必ず電話や『コドモン』で保育園にお知らせください。

○無断欠席の場合は、園より確認の電話を入れることになっています。

重要事項説明

(3) 登園をひかえていただくとき

○感染症と診断された場合は学校保健法に基づき、お休みしていただきます。病気の種類によっては多くの子どもたちに感染します。園児やご家族に感染症が疑われる場合は必ず医師の診察を受け、その結果をお知らせください。乳幼児期にかかりやすい感染症の症状・感染期間などは、『子どものかかりやすい感染症』を参考にしてください。治癒後、登園する場合は、医師に登園の可否をお尋ねください。

○午前 11 時を過ぎると給食が提供できませんので予めご了承ください。

(衛生上、作ってから提供までの時間に制約があるため)

*厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」を基本としています。

*以下の感染症は治癒後、医師の治癒証明書（意見書）が必要ですので保育園に提出をお願いします。

麻疹、風しん、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ、新型コロナウイルス 咽頭結膜熱、流行性角結膜炎、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症、結核

(治癒証明書の目的)

感染症が治癒し、他にうつす心配がなくなったことを園として確認する必要があるため提出を求めるものです。保育園においては乳幼児だけではなく妊婦の方も多く出入りがあるため、特に感染拡大予防に注意を払う必要があります。

(治癒証明書について)

「意見書」は医師にて記載、押印されたものを保護者が園に提出してください。

園に常備しています。

尚、意見書を提出されましても体調が登園のめやすを満たさない場合、受け入れをお断りすることがあります。体調が整ってからの登園をお願いします。

(文書料について)

こちらの「意見書」を使用していただいた場合は、江東区医師会のご協力により、無料となる医療機関があります。詳細は、各医療機関にお問い合わせください。

(4) 保育園での薬の取り扱い

保育園に登園する子どもは、ほとんど集団生活に支障がない状態にあり、通常業務として薬を扱うことはありません。ただし、医師の指示により保育時間内に必要な薬は保護者に代わって与薬を行います。

*薬の持参については

①毎回「与薬依頼書」を記入してください。

②医師による「調剤情報提供書」のコピーを添付してください。

重要事項説明

- ③薬の袋や容器に名前を記入し、1 回分を持参してください。
- ④必ず職員に直接お渡しください。その場で一緒に内容の確認をお願いします。
- ⑤上記の手順に漏れや抜けがあった場合、与薬ができないことがあります。

＊とびひや外傷で、ガーゼなどで覆って登園する場合、替えのガーゼ、絆創膏などを持参していただく場合があります。

＊ホクナリンテープを貼って登園する場合は、誤飲防止の為に名前を記入しノートや口頭で保育者にお伝え下さい。

(5) 保育園での健康管理

登園前に必ずお子様の体温や健康状態等の確認をお願いします。いつもと違う様子や、自宅で内服している時などは職員にお知らせください。

「登園を控えるのが望ましい場合」は以下のように記載されています。

(厚生労働省「保育園における感染症対策ガイドライン」より)

＜発熱＞＊発熱期間と同日の回復期間が必要・朝から 37.5℃を超えた熱とともに、機嫌が悪く、元気がない、食欲がなく朝食・水分が摂れていない・24 時間以内に解熱剤を使用している・24 時間以内に 38.0℃以上の熱が出ていた＊1 歳以下の乳児の場合（上記にプラスして）・平熱より 1℃以上高い時（38℃以上あるとき）

＜嘔吐＞・最後の嘔吐から 24 時間経過していない場合・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである・食欲がなく水分もほしがらない・機嫌が悪く、元気がない・顔色が悪く、ぐったりしている（1 日に 2 回以上の嘔吐）

＜下痢＞・最後の水様便から 24 時間経過していない場合・食事や水分を摂ると下痢がある（1 日に 2 回以上の下痢）・下痢に伴い、体温がいつもより高めである・朝、排尿がない・機嫌が悪く、元気がない・顔色が悪くぐったりしている

＜咳＞・夜間しばしば咳のため起きる・喘鳴や呼吸困難がある・呼吸が早い・37.5℃以上の熱を伴っている・機嫌が悪く、元気がない・食欲がなく朝食・水分が摂れない・少し動いただけでも咳が出る

＜発しん＞・発熱とともに発しんがあるとき・口内炎のため食事や水分が摂れない時・今までになかった発しんが出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき・とびひ 顔等で患部を覆えない時。浸出液が多く他の児への感染のおそれがあるとき。かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき

重要事項説明

体調が良くない時は、無理をせず早めに休養し、病後は十分に回復してから登園するようにしましょう。園児の保育所での状況や、家庭での状況を相互連絡しあうために乳児は連絡帳を活用します。毎日、ご確認ください。前日や当日に体調の変化が見られる時は連絡帳や登園時に職員までお知らせください。

※各クラス毎の園生活において、普段通りに過ごす事が出来ないお子様はお預かりできませんのでご了承ください。（歩行困難、食事の摂取困難等）

① 入園後の健康診断等

保育園では嘱託医と連携しながら園児の健康管理をしています。

	対象	時期	担当者	結果お知らせ
健康診断	全園児	春・秋	嘱託医	『コドモン』
歯科健診	全園児	春・冬	嘱託歯科医	『コドモン』
身長・体重測定	全園児	毎月	看護師・保育士	『コドモン』
頭囲・胸囲測定	全園児	6月・11月	看護師	『コドモン』

予防接種や定期健康診断を受けた時は、担任までお知らせください。

＊予防接種後の登園はお控えいただき、ご家庭での様子見をお願い致します。

＜予防接種を受けた後の一般的注意事項＞としては、予防接種を受けたあと30分程度は、医療機関（施設）でお子様の様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておくことが望ましいとされています。

「こどもの健康」予防接種ガイドライン等検討委員会発行より

② 感染予防

保育園は集団の場であり、大勢のお子様の健康を守るための健康管理を行っています。感染症の発生予防のための措置を講じ、感染予防のための手洗いを重視しています。登園時のお子様の手洗いにご協力をお願いします。咳エチケットの対応が必要な場合にマスクの持参をお願いすることがあります。

園内、区内の感染症の状況については適時に情報提供します。

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症に罹患中の方及び発熱、下痢、嘔吐等の感染症症状が認められる方の送迎はお控えください。

下痢・嘔吐・血液（鼻血）などの体液等で汚れた衣服は感染症拡大防止のため洗わずにそのままビニール袋に入れてお返ししますのでご理解、ご協力お願いいたします。

③ 乳幼児突然死症候群（SIDS）防止策

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息でなく、眠って

重要事項説明

いる間に突然死亡してしまう病気です。原因はまだわかっていませんが、育児習慣等に留意することでSIDSの発症リスクの低減が期待されています。うつぶせに寝かせた時の方が、あおむけ寝の場合に比べてSIDSの発症率が高いと報告されています。うつぶせ寝がSIDSを引き起こすものではありませんが、医学上の理由でうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせるようにしましょう。保育園ではお昼寝時の乳児のうつぶせ寝を避け、「午睡チェック表」を使い呼吸の観察を行っています。

それに加え、部屋をあたためすぎない、布団の周囲には危険なものを置かない等、SIDSの予防に気を付けています。

④ 保育中に具合が悪くなった時

保育中に発熱、嘔吐、下痢等でお子様の具合が悪くなった時は保護者の方に連絡し、対応を相談して適切な処置を行います。症状によってはお迎えをお願いします。

保護者の方と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先した対応をいたします。あらかじめご了承ください。

水痘や下痢など感染症を疑う場合は、保育場所を別にするなど、他のお子様への感染防止も配慮します。

⑤ 園でけがをした時

けがの状態により医師の処置が必要と判断した場合は、保護者に連絡の上、保育園で医療機関を受診します。医師がレントゲン撮影、縫う等の処置を行う診断がなされた時は再度、連絡します。状況によっては病院に来ていただく場合があります。

※受診後に乳幼児医療証・保険証を医療機関にお持ちください。

※保育中におけるけがの治療費用については「災害共済給付制度」があります。

軽いけがは保育園で処置します。絆創膏かぶれ等がある場合は、事前にお知らせください。

（市販の絆創膏にかぶれる場合は、自宅から持参していただきます。）

*子ども同士のトラブルで怪我が起こってしまった時は、双方のご家庭に状況を説明し、御希望の方にはお子様のお名前を伝えさせていただいています。相手のお子様のお名前を知ったうえで、お会いした時に謝罪したいという保護者の方からのご意見や、これから共に過ごしていく子どもたち、保護者の方同士がわだかまりなく良い関係をつくっていただきたいということもあり、このような対応をとらせていただいています。ご理解いただけますようお願いいたします。

⑥ 慢性疾患・アレルギー疾患の対応

お子様がアレルギー疾患により、特に配慮や管理が必要で、保育園での配慮・対応を希望される場合は職員にお申し出ください。「保育所生活管理指導表」に基づき対応します。

慢性疾患における医療的対応は行っていません。ただし、主治医により保育園の生活が可能とされている場合、健康な日常を過ごすための対応については、保護者との連携により対応します。

⑦ 手足の爪について

子どもの爪は薄いため割れやすく、また皮膚も薄いので傷がつきやすいです。
そのため、1週間に1回は爪を切るようにしてください。登園時、爪が伸びている時には保護者の方にその場で切っていただくよう声をかけさせていただきます。

* 爪が伸びたままになっていると以下のような問題もあります。

- ・細菌やウイルスがたまりやすく不潔になります。
- ・アトピー性皮膚炎・湿疹・乾燥肌・虫刺され・とびひなどの皮膚のトラブルの際、さらに悪化してしまうことがあります。
- ・友達とぶつかりあったり、物の取り合いで引っ掻いたりすると、子どもの爪は鋭利なためかなりの傷になります。目に当たった場合には眼球に傷がつくことがあります。

⑧ 虫除け対策について

保育園では次のような対策をしています。

- ①各部屋では置型虫除けを使用します。
- ②屋外では、つりさげ式虫除けを使用します。
- ③お子様にはディートの含まれていない安全な虫よけスプレー『天使のスキンベープミストプレミアム』を使用しておりますのでお持ち込みの必要はございません。

虫除け剤（スプレーやシート）には、ディートという注意が必要な薬剤が含まれている物もあります。虫除けシールや虫除けリングなどにディートは含まれていませんが、複数のお子様が装着することにより、喘息の発作が誘発されて気分が悪くなってしまうこともあります。どうしても刺されやすく、刺されるとひどくなってしまうお子様はご相談下さい。

⑨ プール、水遊びについて

プール遊び、水遊びは保護者の方の許可が必要です。毎朝、検温し健康状況を観察して、プール表への記載 ○（入れる）△（水あそびのみ）×（入れない）をお願いします。

乳児（0歳児、1歳児）クラスはノートへの記載 ○（水あそびできる）△（沐浴のみ）×（入れない）をお願いします。

* 次のような症状がある時はプールに入れません。

- ・熱（37.5度以上）があるとき
- ・下痢や腹痛のとき
- ・皮膚の状態が悪いとき。（とびひや傷が化膿しているとき）
- ・目、耳、鼻の病気にかかっているとき
- ・流行性の病気にかかっているとき
- ・みずいぼのあるとき
- ・ホクナリンテープ、虫パッチ等貼ってあるとき

重要事項説明

※慢性疾患をお持ちのお子様は、主治医にプールが可能か事前にご確認ください。

(アトピー性皮膚炎・中耳炎・心疾患、その他)

- ・プール遊び、水遊びを安全かつ衛生的に行うために、お尻を洗ってから入ります。

⑩ 事故防止、安全対策

- ・子どもの年齢（発達）による事故の危険を理解し、その防止に努力しています。
- ・誤飲予防のために、遊具の点検をしています。
- ・保育園に AED を設置しています。

⑪ 衛生管理

- ・園舎内外の環境整備と衛生について、定期的に点検を行っています。
- ・食中毒および感染症の予防のために、調理室、汚れたおむつ入れ、トイレなどは消毒液を用い清掃を行います。適宜、ペーパータオル、使い捨て手袋を使い、必要に応じて消毒液を用いています。
- ・乳児がなめる可能性があるおもちゃは、共有しないように数を揃え、消毒をしています。
- ・集団給食施設届出を保健所へ届出済みです。水質検査を毎朝実施しています。
- ・職員は全員、毎月、細菌検査を行っています。

(6) 給食・おやつ

①献立内容

- ・栄養士が栄養やカロリーのバランスを考慮して献立を作成し、栄養豊かな愛情のこもった温かい給食を保育園で調理しています。
- ・日常食、行事食を通し、季節感、伝統的な食事など、豊かな食文化を伝えます。
- ・調理や盛り合わせを工夫し、楽しい雰囲気食べられるように配慮しながら望ましい食生活が身につくようにしていきます。
- ・遠足などの場合は、家庭からお弁当を持参していただくことがあります。
- ・調理員に 2 人以上の欠員があった場合、急な献立変更をする場合があります。

②献立表について

- ・献立表は前月末に配信します。
- ・サンプルケースにその日の給食（年長児の分量のもの）を展示しますので献立表と共に是非ご覧ください。（19 時 15 分に片付けさせていただきます。）

③除去食について

(食物アレルギー児の対応)

- ・食物アレルギーと診断され、特定の食物を除去する必要があると診断された場合、医師が記

重要事項説明

入した「保育所生活管理指導表」に基づき除去食対応を行います。

- ・月 1 回、アレルギー対応献立表の内容をご確認いただきます。
- ・アレルギー対応解除の場合は所定の用紙にご記入の上、ご提出ください。解除は次月からになります。
- ・年度初めに保護者の方と面談の上、食物アレルギー対応の確認を行います。

④離乳食について

- ・月齢を考慮しながら、個々に応じて離乳食を開始していきます。
- ・ミルクや哺乳瓶は園で用意します。

⑤延長食（補食）について

- ・延長保育対象のお子様には 18 時 15 分に補食を提供します。

⑥食育について

食材を見たり、触れたりする中で、自分の身体の健康を維持する食事の大切さや、「いのち」に感謝する心を育みます。また、自分で作る過程に関わることにより、食べる意欲も増していきます。

※毎月 1 回給食試食会を年長クラス（友組）のお誕生月のお子様の保護者をお招きして行います。（給食費は 350 円となります）

（7）ご利用に際し留意していただきたいこと

①緊急時の連絡先について

緊急に連絡を必要とする場合（病気、怪我など）がありますので、通常の連絡先にいない日には必ず連絡方法をお知らせ下さい。

②送迎について

- ・感染症対策の為、保育室への入室はご遠慮いただいております。
- ・送迎をする方は、防犯上必ず児童票の主な送迎者に記入されている方にお願いします。
代理の方が送迎される場合は必ず事前にお知らせください。送迎の際は、必ず園児の名前が記入されたネームプレートをご提示下さい。連絡がなくお迎えにいらした場合、お身内の方でも確認が取れるまではお引渡しできませんのでご了承ください。
- ・登降園時に、玄関にある読み取り機器に QR コードをかざしてください。
- ・急に飛び出したり、走ったりすると、思わぬ事故になります。送迎時にはお子様から目を離さないようお願いします。

③ベビーカーでお越しの際のお願い

玄関脇に置いて下さい。登園後置いて行かれる場合は必ず畳んで玄関脇に置き、事務所にお声かけ下さい。（スペースが限られております。）

重要事項説明

④持ち物、身の回りの物の管理について

- ・持ち物の紛失を防ぐため、すべてのものに記名をお願いします。紛失した場合、保育園では責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・玩具の持参はご遠慮ください。
- ・食べ物の持参はご遠慮ください。アレルギー対応が必要なお子様もいますのでご配慮をお願いします。
- ・ひもやフードのついた衣服、飾りつきの髪留めやピンなど、思わぬ事故を招きますのでおやめください。
- ・お子様の足に合ったサイズの靴をご用意ください。サンダル等は、危険ですのでおやめください。
- ・0、1歳児クラスは荷物が置けるようロッカーを用意しております。2歳児クラス以上は十分なスペースがありませんのでご了承ください。貴重品、個人情報になるものは入れないでください。
- ・使用済おむつは自園処理致します。

(8) 個人情報の保護

砂町友愛園では、「社会福祉法人砂町友愛園個人情報保護規定」に基づいて個人情報の取り扱いには細心の注意を払います。個人情報の取り扱いにあたっては利用目的を特定して予め保護者の同意を得、利用目的を変更する時はあらかじめ保護者の同意を得てから行います。

(9) ご意見・ご要望対応窓口の設置

砂町友愛園では、ご家庭や地域の皆様からのご意見、ご要望苦情・ご不満等（以下、「要望等」とします）を解決するための仕組みに関わる規則を経営主体である社会福祉法人である砂町友愛園全体で設けています。よりよい保育園づくりをご家庭や地域の皆様と一体となって進めていくためにご活用ください。

＊園内にも「ご意見箱」を設けていますのでご活用ください。

保育園の要望等解決責任者や受付担当者、第三者委員などは次のようになっています。

1. 連絡先 社会福祉法人砂町友愛園 TEL 03-3644-7332
FAX 03-5690-8164
2. 砂町友愛園 相談・苦情対応
3. 要望等解決責任者 園長 阿部弘子
4. 要望等受付責任者 主任保育士 石井めぐみ
5. 第三者委員 市川由利 石田美津江

＊苦情対応のための第三者機関について

砂町友愛園では、ご利用の皆様の立場に立った公正な解決を図るため、苦情対応のための委員会を第三者に委嘱しています。